

1. 大綱策定の目的

平均寿命の延伸や、戦後生まれの人口規模の大きな世代が65歳となり始めたこと等により、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えており、高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、この大綱を定める。

2. 基本的考え方

「高齢者」の捉え方の意識改革

老後の安心を確保するための社会保障制度の確立

高齢者の意欲と能力の活用

地域力の強化と安定的な地域社会の実現

安全・安心な生活環境の実現

若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

3. 分野別的基本的施策

上記の基本的考え方を踏まえ、6つの分野別的基本的施策に関する中期にわたる指針を定め、これに沿って施策の展開を図る。

就業・年金等分野：(1)全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進、(2)勤労者の生涯を通じた能力の発揮、(3)公的年金制度の安定的運営、(4)自助努力による高齢期の所得確保への支援

健康・介護・医療等分野：(1)健康づくりの総合的推進、(2)介護保険制度の着実な実施、(3)介護サービスの充実、(4)高齢者医療制度の改革、(5)住民を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

社会参加・学習等分野：(1)社会参加活動の促進、(2)学習活動の促進

生活環境等分野：(1)豊かで安定した住生活の確保、(2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進、(3)交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護、(4)快適で活力に満ちた生活環境の形成

高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進：(1)高齢者向け市場の開拓と活性化、(2)超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備

全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築：(1)全員参加型社会の推進

4. 推進体制等

(数値目標の設定)

- 本大綱を実効性のあるものとするため、各分野において「数値目標」を設定し、施策の着実な推進を図る。

- 数値目標設定項目：

就業・年金等分野

60～64歳就業率、年次有給休暇取得率 等

健康・介護・医療等分野

介護サービス利用者数、介護職員数 等

社会参加・学習等分野

「新しい公共」への参加割合の拡大 等

生活環境等分野

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 等

高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進

健康関連サービス産業と雇用の創出

全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築

25歳～44歳の女性就業率、若者フリーターの数等

(大綱の見直し)

- 経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要があると認めるときに、見直しを行う。